

掛川市協働によるまちづくり推進条例
【解説書】

平成27年4月

掛川市生涯学習協働推進課

構成

項目	頁
第1章 総則	
第1条 目的	2
第2条 定義	2
第3条 基本理念	2
第2章 地域主権の強化	
第4条 地域主権の強化	3
第3章 市民等及び市の役割	
第5条 市民等の役割	3
第6条 市の役割	3
第7条 推進体制の整備	4
第4章 地区まちづくり協議会	
第8条 地区まちづくり協議会の設置の届出	4
第9条 地区まちづくり計画の策定等	5
第10条 地区まちづくり協議会に対する交付金制度	6
第11条 事業報告	7
第12条 地区まちづくり協議会の連携	7
第5章 市民活動団体等	
第13条 市民活動団体等の役割	7
第14条 市民活動団体等に対する財政支援	7
第15条 市民活動団体等の連携	8
第6章 まちづくり協働会議	
第16条 まちづくり協働会議	8
第7章 雑則	
第17条 委任	8

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、掛川市自治基本条例(平成24年掛川市条例第29号。以下「自治基本条例」という。)第26条第4項の規定に基づき、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定め、市民等と市が連携してまちづくりを行うことにより、誰もが幸せや生きがいを実感することのできる地域社会を創造することを目的とする。

【解説】

全国に先駆けた生涯学習による市民力、地域力及び文化力により発展してきた掛川市をさらに発展させ、次世代に引き継いでいくために、平成25年4月1日、掛川市自治基本条例が施行されました。市民生活を取り巻く環境が大きく変化している今、まちづくりの手法を市民主体へと変革させていくことが求められています。

協働によるまちづくりの実践により、誰もが幸せや生きがいを実感することのできる地域社会が創造されることを目指し、本条例を制定することを規定しています。

第2条 定義

この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

【解説】

本条例で使用する用語は、自治基本条例における定義に基づくことが規定されています。

第3条 基本理念

市民等及び市は、自治基本条例の理念に基づき、相互に尊重し合い、ともに役割分担を考えながら、連携して協働によるまちづくりを推進するとともに、活力のある地域社会の実現に努めるものとする。

- 2 市民等及び市は、協働によるまちづくりに関する啓発、学びの場の提供等を通じて、市民自治によるまちづくりを担う人づくりに努めるものとする。

【解説】

掛川市では、多くの市民に報徳の精神が息づき、また、生涯学習都市宣言の理念に基づく実践がなされ、現在の地域自治活動、市民活動、企業活動などに成果となって現れています。

まちづくりの主体である市民が、これからも積極的にまちづくりに関わっていくことが、自身の喜びや生きがいにつながり、また、自らの主体的な行動が協働社会を実現し、さらにより良い地域を創りあげていきます。

この基本理念では、協働によるまちづくりを進めるにあたって基本的な考え方となる事項を規定しています。

第1項では、自治基本条例に基づいて、市民等と市はお互いに尊重し、役割分担をともに考えながら、支え合って協働によるまちづくりを推進し、活力のある地域社会の実現に努めることを規定しています。

第2項では、まちづくりの根幹は人づくりですので、市民等と市は、ともに協働によるまちづくりを推進するとともに、学びの場を、子どもから大人までに提供することを通じて、市民自治によるまちづくりを担う人づくりに努めることを規定しています。

第2章 地域主権の強化

第4条 地域主権の強化

市は、自治基本条例第6条第1項の市民等がまちづくりに参加する権利を行使するために必要な環境の整備を図るものとする。

- 2 市は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等（協働によるまちづくりに関する活動の実施に関し密接な関係を有する者を含む。以下同じ。）との連携により、これらの団体が自らの意思と行動に基づき公共サービスを担うことのできるよう、地域主権の強化に努めるものとする。

【解説】

自治基本条例第6条において、市民等は、まちづくりに参加する権利を有していることを規定しています。市は、この権利を市民等が積極的に行使することができるよう、必要な環境整備を図ることを第1項で規定しています。

本条例では、市民等による市政運営への参画にとどまらず、市民自らが主体的にまちづくり活動を行う権利を地域主権と位置づけています。したがって、この地域主権を強化することで、自治基本条例の前文及び目的にある、市民と市がともに支え合う市民自治によるまちづくりが実現するものと考えています。

掛川市の協働によるまちづくりは、市民等の主体的な行動によって、活力ある地域社会の実現を目指すものです。高度経済成長期以降、市は、公共サービスの多くを担ってきましたが、様々な担い手が市とともに公共サービスを担う地域社会を構築することが、市民主体の活力ある地域づくりにつながると考えます。したがって、市は、このような社会を構築すべく、協働によるまちづくりの重要な担い手である、地区まちづくり協議会や市民活動団体等と連携しながら、地域主権の強化に努めていくことを第2項で規定しています。具体的には、市民等が行った方が効果的な事業で、現在は市が行っている公共サービスなどの一部を地区まちづくり協議会や市民活動団体等が担うことができるような措置を講じていきます。

なお、この条例における市民活動団体等とは、自治基本条例で定めるとおり、自主自立に基づいて、市内でまちづくりに関する活動を行う団体又は個人の定義に加えて、PTAや学校、企業やシニアクラブなど、協働によるまちづくりに関する活動に密接に関係する団体なども含め、広く捉えています。

第3章 市民等及び市の役割

第5条 市民等の役割

市民等は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等が行う協働によるまちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、共助の精神に基づき、自主防災組織その他地域における防災体制の充実を図るとともに、相互に連携しつつ、安全で安心な地域社会の実現に努めるものとする。

【解説】

市民等は、まちづくりに参加する権利を積極的に行使して、協働によるまちづくりの主たる担い手となる地区まちづくり協議会の活動や市民活動等に積極的に参加するよう努めることを第1項で規定しています。

また、協働によるまちづくりにおいて、地域の安全・安心の確保が根幹となりますので、自主防災組織や地域における安全・安心を推進する組織の充実を第2項で規定しています。

第6条 市の役割

市は、第3条の基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

【解説】

市は、協働によるまちづくりを推進するため、様々な環境の整備に努めることを規定しています。具体的には、まちづくり協働センターの設置や財政支援、人的支援等を行っていくことを本条例において規定しています。

第7条 推進体制の整備

市は、協働によるまちづくりを推進し、並びに地区まちづくり協議会及び市民活動団体等の活動を支援するため、まちづくり協働センターを置くものとする。

- 2 市は、地区まちづくり協議会の設立を支援するとともに、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等の健全かつ適切な運営を確保するため、これらの者に対する相談、助言その他必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等に対し、地域資源を活用することにより、地域における起業及び雇用を創出し、地域の活性化及び課題の解決を図るための事業に関し必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、協働によるまちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、その情報を地区まちづくり協議会及び市民活動団体等に対し、積極的に提供するものとする。
- 5 市は、地区まちづくり協議会及び市民活動団体等がまちづくり活動に関して自主的に行う情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

【解説】

掛川市における協働によるまちづくりを推進し、地区まちづくり協議会や市民活動団体等の主体的な活動を支える仕組みとして、市の直営によるまちづくり協働センターを設置することを規定しています（第1項）。

市は、地区まちづくり協議会の新規設立支援、或いは、協議会統合などの相談があった場合の支援や、市民活動団体等の支援など、総合相談、情報発信など様々な支援を行います。また、各地区まちづくり協議会の活動を支えるため、地域支援職員制度を構築します（第2項）。

地域において、地域資源を活用した自主自立に基づく事業（コミュニティビジネス）が展開できるよう、その仕掛けや手法などを助言・支援し、それがうまく実行されたことによって生まれた地域雇用や財源、生きがいなどが、さらにより良い地域づくりに循環していくシステムの構築を目指していきます（第3項）。

さらに、市が行う情報支援や、団体が自主的に情報を取得できるような支援も行っていきます（第4項、第5項）。

なお、まちづくり協働センター機能、地域支援職員制度の詳細については、別に定めます。

第4章 地区まちづくり協議会

第8条 地区まちづくり協議会の設置の届出等

市民等は、地区まちづくり協議会を設置したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の地区まちづくり協議会とは、市民等が協働によるまちづくりを自主的に行うために組織した団体であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - (1) 地区の区域（隣接する複数の地区の区域を含む。以下「活動区域」という。）を単位とすること。
 - (2) 次のいずれかに該当する組織形態であること。
 - ア 活動区域内の地区をもって組織されていること。
 - イ 活動区域内の地区及び市民活動団体等をもって組織されていること。
 - (3) 設置の目的が、活動区域内の市民等が幸せに暮らせる地域の実現にあること。
 - (4) その運営が民主的に行われていること。
- 3 第1項の規定は、地区まちづくり協議会の名称、活動区域その他規則で定める事項を変更し、又は地区まちづくり協議会を解散したときについて準用する。

【解説】

市民主体による協働のまちづくりを進め、自治基本条例前文に謳われた市民等と市がともに支え合う「新しい公共社会」を創造するための地域の仕組みが、地区まちづくり協議会です。

市民等が地区まちづくり協議会を設置したときは、市長に届け出ることを第1項で規定しています。

第2項では、地区まちづくり協議会の設置に必要な共通の要件を規定しています。

(1)では、単独地区、或いは、隣接する複数地区が区域となることを規定しています。ここでいう「地区」とは、自治基本条例の定義にあるように、複数の自治区で構成される団体を言いますので、ここでは、区長会をはじめ、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会など自治区で構成される地縁団体を指しています。

(2)では、地区まちづくり協議会の組織形態について規定しています。地区まちづくり協議会は団体の構成を基本とし、地縁団体である地区が主体となります。地区のみで組織する場合をア、地区と地区内にある市民活動団体等で組織する場合をイで規定していますが、いずれも地区が主体となるため、原則として自治区に加入している市民等で構成されることを基本としています。

また、(3)では、設置目的を規定し、(4)では、役員を選出や協議会の運営、地区まちづくり計画の策定などが、区長会の組織を基本に、総会などによって地域の総意に基づく民主的な運営がなされている必要があることを規定しています。

第3項では、協議会組織の変更、解散などの事務手続きについては、第1項の規定によることを規定しています。

第9条 地区まちづくり計画の策定等

地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画（地区まちづくり協議会の活動区域内の市民等が、自然、文化、歴史等の地域資源を活用しつつ、自らが取り組むべき活動の方針、内容等を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定しなければならない。

- 2 地区まちづくり協議会は、前項の規定により、地区まちづくり計画を策定したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、地区まちづくり計画を変更したときについて準用する。
- 4 市は、市政運営をするに当たっては、地区まちづくり計画を尊重するよう努めるものとする。

【解説】

より良い地域づくりのためには、人と人とのつながりを大切にしながら、お互いに支え合い、役立ち合うことで、地域の絆を強めていくことが大切です。生涯学習のまちづくりを実践している掛川市にはその土壌があります。

市民主体のまちづくりにおいては、地域のことはまず地域が把握して考える。その上で、地域だけでできないことは、行政も一緒に取り組むといった「補完性の原則」によってまちづくりを進めていくことが重要となります。これは、市民自治の考え方でもあります。

地域のことを一番よくわかっている地域住民のみなさんが、自分たちの地域のことを考え、決定し、市民等と市が連携してまちづくりを進めていくために必要な、地域の自主自立のもとで策定する計画が「地区まちづくり計画」であり、今後の地域づくりについての方向性を示す地域の柱となるものです。

ここでは、地区が主体となる地区まちづくり協議会が地区まちづくり計画を策定することを規定しています。自治基本条例において、複数の自治区で構成される地区（地区区長会、地域生涯学習（地区）センター、地区福祉協議会）が、地区まちづくり計画を策定することを規定しており、これを受けて、本条例では、これらの団体の総体を地区まちづくり協議会と位置付け、地区まちづくり計画の策定主体とすることにより、自治基本条例における理念を、より具体的、実質的な手続きとして、第1項～第3項に規定しています。また、第4項では、市は、地区まちづくり計画を尊重するよう努めることを規定しています。

以下、地区まちづくり計画の考え方を明記します。

① 地域の将来像を記した地域の柱となる計画

住みやすい地域を作っていくためには、住民自らが、自分たちの地域をどのようにしたいのかという方向性を決めて、その目標に向かって計画的に活動していく必要があります。

自らが取り組むべき活動方針などを記したものが地区まちづくり計画です。

② 記載されること

地域の現状や課題、分野別を含む地域ビジョン、それを達成するために必要な地区まちづくり協議会が行う事業など、地区まちづくり協議会が実施主体となる自ら取り組むべき事業（主としてソフト事業（施設整備などのハード事業を除くもの））が記載されます。具体的には、地区内の既存事業の評価・検証を行ったうえで協議会が主体的に実施する事業や、市が地域主権強化のために、既存事業の見直しを行った事業のうち、協議会が主体となって実施する事業などが記載されます。

③ 評価・改善

事業の実施状況进行评估して、当初の目的が達成されているか、実施方法は適切だったかなどを検証し、次年度以降の事業展開に生かしていく必要があります（PDCAサイクル）。

評価改善は、地域自らの判断と責任において行うことが理想であり、そのために、市が設置するまちづくり協働センター（地域担当職員制度）において支援を行います。

④ 各種計画との整合

[総合計画]

地区まちづくり計画は、自治基本条例（第13条）に基づいて策定された市総合計画の基本構想を踏まえながら策定され、市総合計画と連携して推進することになります。

[生涯学習まちづくり土地条例に基づく計画]

掛川市では、土地利用をコントロールすることがまちづくりのベースであるとの考えの基に、平成3年3月、全国で初めて「生涯学習まちづくり土地条例」を制定し、以後、住民参加によるまちづくりを推進しています。

土地条例に基づくまちづくり計画は、土地利用や水質浄化に関する計画を地域住民が主体となって策定するもので、平成26年12月末現在で、23地区（自治区単位でも地区と表示）において、計画が策定されています（特別計画協定区域）。

地区まちづくり協議会で策定する「地区まちづくり計画」は、地域の将来像に向けた、地区まちづくり協議会が主体となる事業の総合的な計画ですので、土地条例に基づくまちづくり計画を尊重した上で策定することとなります。

[市全体に係る計画等]

地区まちづくり協議会が事業を計画又は実施する上で、国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画など市全体に係る計画が関係する場合は、整合が必要です。

第10条 地区まちづくり協議会に対する交付金制度

市は、次の各号のいずれにも該当する事業を行う地区まちづくり協議会に対し、規則で定めるところにより、交付金を交付するものとする。

- (1) 地区まちづくり協議会が主体となる事業であること。
- (2) 地域の活性化に資する事業又は社会若しくは活動区域における課題の解決が図られる事業であること。

【解説】

地区まちづくり協議会が行う事業に対する市の交付金制度について規定しています。

地区まちづくり協議会が行う事業は、地区の将来ビジョンを達成するため、主体的に実施する事業であり、地区まちづくり計画に位置づけられたものです。

なお、交付金制度の詳細については、別に定めます。

第11条 事業報告

地区まちづくり協議会の代表者は、規則で定めるところにより、事業の実績状況を市長に報告しなければならない。

【解説】

地区まちづくり協議会の代表者は、規則で定めるところにより、事業の実績状況を市長に報告することを定めています。

ここで言う実績状況報告とは、交付金の事業実施の有無にかかわらず、地区まちづくり協議会が行う事業について、毎年実績状況の報告を行うことを定めています。

第12条 地区まちづくり協議会の連携

地区まちづくり協議会は、相互の連携を図るため、協議により、代表者その他関係者により構成される組織を置くことができる。

【解説】

地区まちづくり協議会は、協議会同士の情報交換や課題共有、課題解決などについて連携し、互いに高めあっていく仕組みとして、地区まちづくり協議会同士が連携できる組織

「（仮称）地区まちづくり連絡会（協議会連絡会）」を設置できることを規定しています。

第5章 市民活動団体等

第13条 市民活動団体等の役割

市民活動団体等は、専門的な知識及び技術を活用するとともに、地区まちづくり協議会との連携を図りながら、協働によるまちづくりに関する活動に参加するよう努めるものとする。

【解説】

まちづくりの重要な担い手である、市民活動団体等の役割を規定しています。

自治基本条例において、市民活動団体等は自主自立に基づく活動を行うことが規定されていますが、ここではそれに加えて、地区まちづくり協議会と連携してまちづくりを行うことを規定しています。

第14条 市民活動団体等に対する財政支援

市は、協働によるまちづくりに関する活動を行う市民活動団体等に対し、当該活動に要する費用の助成その他の財政支援を行うものとする。

【解説】

協働によるまちづくり活動を行う市民活動団体等に対して、財政支援を行うことを規定しています。

市民活動団体等は、地区まちづくり協議会と並んで、協働によるまちづくりを進める両輪です。協働によるまちづくりにおける市民活動団体等の役割としては、それぞれの市民活動団体が目指す目的達成のために行う自主自立の活動と、地区まちづくり協議会と連携した活動がありますが、ここでは、主に前者の活動に対する財政支援について規定しています。具体的には、現在実施している市民活動推進モデル事業や、まちづくり協働推進事業などの積極的活用を推進します。

第15条 市民活動団体等の連携

市民活動団体等は、相互の連携を図るため、協議により、代表者その他関係者により構成される組織を置くことができる。

【解説】

市民活動団体は、団体同士の情報交換や課題共有、課題解決などについて連携し、互いに高めあっていく仕組みとして、市民活動団体同士が連携できる組織「（仮称）市民活動団体連絡会」を設置できることを規定しています。

第12条の「（仮称）地区まちづくり連絡会（協議会連絡会）」と連携することで、ローカルコミュニティとテーマコミュニティの融合による協働によるまちづくりを目指します。

第6章 まちづくり協働会議

第16条 まちづくり協働会議

市民等及び市は、自治基本条例第26条第2項の規定に基づき、まちづくり協働会議(以下「協働会議」という。)を組織するものとする。

- 2 協働会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 協働によるまちづくりを推進するための施策に関すること。
 - (2) 各地区に共通する課題に関すること。
- 3 協働会議において協議が調った事項については、市民等及び市は、その協議の結果を尊重するよう努めるものとする。

【解説】

協働によるまちづくりにおいては、市民等、市議会、市長等のまちづくりの3つの主体それぞれが役割を果たした上で、連携していくことが必要です。このため、協働によるまちづくりをさらに進めるための取り組みとして、3つの主体が協議や議論を行う場「まちづくり協働会議」を開催するものです。

3つの主体が一堂に会して議論を行う場を設けることは、「情報共有、参画、協働」の自治の基本原則をもとに、行政主導のまちづくりから、市民主体のまちづくりへ転換を図ることにつながります。

まちづくり協働会議で検討された結果については、各主体において実行できることは実施していく必要がありますが、議決等が必要な施策や予算等は、市議会において最終決定されます。このことについては、第3項において、協議が調った事項（協議し、まとまった事項）について、それぞれが尊重するよう努めることを規定しています。

協働会議の詳細については、別に定めます。

第7章 雑則

第17条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例を施行するために必要な事項は、別に定めます。